

3 試験場の指定

- (1) 各志願者の試験場は、原則として都道府県を単位とする(7)の「試験地区区分表」に基づき設定した試験場の中から、大学入試センターが志願者数の分布や使用施設の収容数等を考慮し指定します。なお、指定された試験場は変更できません。
- (2) 大学入試センターが指定する試験場は、下表のとおり出願資格によって異なります。

出 願 資 格	指定する試験場	備 考
高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校を令和8年3月に卒業見込みの者 *ただし、下欄②を除く。	出願時に登録された学校（注）が所在する試験地区内の試験場	試験地区は、原則として都道府県を単位とします。 ただし、北海道、岩手県、埼玉県、神奈川県、兵庫県、島根県、鹿児島県、沖縄県については、(7)の「試験地区区分表」で定めるとおりとします。
① 上欄以外の者 ② 高等学校の通信制課程を令和8年3月に卒業見込みの者	出願時に登録された現住所（注）の試験地区内の試験場	

（注）出願内容の確認・訂正期間（10月10日（金）10：00～10月17日（金）17：00）に訂正した場合は、訂正後の学校又は現住所

- (3) 試験場は、必ずしも各志願者の現住所の最寄りの試験場が指定されとは限りません。例えば、下の図のような場合、志願者Bさんが最寄りの試験場①ではなく、少し遠い試験場②に指定されることがあります。試験場①でも遠い志願者Aさんが、更に遠くの試験場②に指定されないようにするために、このようなことが起こります。



- (4) 同じ高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校の卒業見込みの者は同じ試験場に指定するよう考慮します。ただし、「地理歴史、公民」及び「理科」の試験時間に受験する科目数の組合せ、試験場のトイレ等の設備、病気・負傷や障害等のために受験上の配慮を申請した志願者への対応等の理由により、同じ学校の志願者が別々の試験場に指定されることがあります。
- (5) 試験場を指定する際に考慮される志願者数の分布等は毎年変化しますので、特定の住所や学校の志願者が、毎年同じ試験場に指定されとは限りません。例えば、ある学校の志願者が昨年度まで継続して試験場①に指定されていたとしても、今年度は試験場②に指定されることがあります。
- (6) 各志願者の試験場は、受験票に表示します。指定された試験場以外では、受験できません。

(7) 試験地区区分表（試験地区名）

北海道石狩振興局地区	埼玉県 〔草加市，蕨市，川口市の一部（卒業者等）は東京都へ〕	島根県 （鹿足郡は山口県へ）
〃 空知総合振興局地区	千葉県	岡山県
〃 上川総合振興局・宗谷総合振興局・留萌振興局地区	東京都 〔埼玉県の一部，神奈川県の一部を含む。〕	広島県
〃 後志総合振興局地区	神奈川県 〔川崎市，横浜市鶴見区・青葉区・都筑区は東京都へ〕	山口県 （島根県の一部を含む。）
〃 檜山振興局・渡島総合振興局地区	新潟県	徳島県
〃 胆振総合振興局・日高振興局地区	富山県	香川県
〃 十勝総合振興局地区	石川県	愛媛県
〃 根室振興局・釧路総合振興局地区	福井県	高知県
〃 オホーツク総合振興局地区	山梨県	福岡県
青森県 （岩手県の一部を含む。）	長野県	佐賀県
岩手県 〔久慈市，九戸郡洋野町・野田村は青森県へ〕	岐阜県	長崎県
宮城県	静岡県	熊本県
秋田県	愛知県	大分県
山形県	三重県	宮崎県
福島県	滋賀県	鹿児島県 〔大島郡与論町は沖縄県那覇地区へ〕
茨城県	京都府	沖縄県那覇地区 〔那覇市，うるま市，宜野湾市，浦添市，名護市，糸満市，沖縄市，豊見城市，南城市，国頭郡，中頭郡，島尻郡（鹿児島県の一部を含む。）〕
栃木県	大阪府	沖縄県宮古地区 （宮古島市，宮古郡多良間村）
群馬県	兵庫県 （美方郡新温泉町は鳥取県へ）	沖縄県石垣地区 （石垣市，八重山郡）
	奈良県	
	和歌山県	
	鳥取県 （兵庫県の一部を含む。）	

※ 上表については，今後変更が生じる場合があります。変更が生じた場合は，[大学入試センターのウェブサイト](#)（➡裏表紙）に掲載しますので，確認してください。